

# 千葉県施設型給付対象施設運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉の増進を図るため、社会福祉法人等が設置する施設型給付対象施設の管理運営事業に要する経費について予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設型給付対象施設 私立保育園、私立認定こども園及び給付型幼稚園をいう。
- (2) 私立保育園 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項及び第3項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）であって、社会福祉法人等が設置経営するものをいう。
- (3) 私立認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園であって、社会福祉法人等が設置経営するものをいう。
- (4) 給付型幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設である私立幼稚園であって、学校法人等が設置経営するものをいう。
- (5) 社会福祉法人等 社会福祉法人、学校法人及び次の各号に掲げる条件に適合する者をいう。
  - ア 千葉県私立保育所設置認可等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による保育所整備に係る設置主体適合条件」
  - イ 千葉県幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園認定等要綱別表1「社会福祉法人又は学校法人以外の者による幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園整備に係る設置主体適合条件」
- (6) 職員配置 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「留意事項通知」という。）による職員配置のうち最新のものをいう。
- (7) 職員定数 職員配置に基づく、次の算式（年齢別配置基準に配置基準に係る加算を加味したもの）によって算定した、公定価格に含まれている保育教諭等及び保育士の定数をいう。
  - ア 私立保育園
$$(\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \times 1/6) + (3 \text{歳児数} \times 1/15) + (4 \text{歳以上児数} \times 1/30)$$
注：算式の各項は小数点以下第2位を切り捨てし、職員定数は小数点以下第1位を四捨五入する。  
注：なお、職員定数には、それぞれ次の人数を加算するものとする。
    - (ア) 利用定員が90人以下の施設 1人

(イ) 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設 1人

イ 私立認定こども園

$(\text{乳児数} \times 1/3) + (1 \cdot 2 \text{歳児数} \text{及び} \text{満} 3 \text{歳児数} \times 1/6) + (3 \text{歳児数} \times 1/15) + (4 \text{歳以上児数} \times 1/30)$

注：算式の各項は小数点以下第2位を切り捨てし、職員定数は小数点以下第1位を四捨五入する。

注：「満3歳児」とは、以下の者をいう（当該年度内に限る。）。

(ア) 教育標準時間認定を受けた子どものうち、年度の初日の前日における満年齢が2歳で年度途中で満3歳に達して入園した者

(イ) 2歳児（保育認定子どもに限る。）が年度途中で満3歳に達した後、保育認定から教育標準時間認定に認定区分が変更となった者

なお、職員定数には、それぞれ次の人数を加算するものとする。

a 保育認定を受けた子どもに係る定員が90人以下の施設 1人

b 主幹保育教諭等の専任化を行う施設 2人

c 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設 1人

(8) 保育教諭等 幼保連携型私立認定こども園において幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士として登録を受けた者をいう（令和7年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭免許状のみを有する者又は保育士としての登録のみを受けた者を含む）。なお、幼保連携型以外の私立認定こども園においては、幼稚園教諭免許状を有する者又は保育士としての登録を受けた者をいう。

(9) 正規職員保育士 法第18条の4に規定する保育士（以下「保育士」という。）であって、施設型給付対象施設の就業規則等に定める手続によって、正規職員として雇用され勤務する者をいう。

(10) 準保育士 保育士であって、施設型給付対象施設の就業規則等で定める正規職員保育士の勤務時間以上勤務する正規職員保育士以外の者をいう。

(11) 短時間保育士 保育士であって、短時間勤務（施設型給付対象施設の就業規則等で定める正規職員保育士の勤務時間未満勤務することをいう。）する者をいう。

(12) 短時間幼稚園教諭 幼稚園教諭であって、短時間勤務（施設型給付対象施設の就業規則等で定める正規職員保育士の勤務時間未満勤務することをいう。）する者をいう。

(13) 保健師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「保助看法」という。）第2条に規定する保健師の資格を有する者をいう。

(14) 看護師 保助看法第5条に規定する看護師の資格を有する者をいう。

(15) 准看護師 保助看法第6条に規定する准看護師の資格を有する者をいう。

(16) 調理員等 栄養士、調理師、調理員その他の調理業務に従事する者をいう。

(17) 保育支援者 保育補助、事務、通訳、その他の保育士の負担軽減に資する業務に従事する者をいう。

（補助事業等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、補助要件、補助基準額等については、別表1のとおりとする。

(1) 保育士等配置基準改善補助事業

施設型給付対象施設において、保育士及び調理員等の労働条件の改善と保育内容の充実を図

る目的で、職員定数のほか、公定価格における各加算分を超えて保育士等を配置するために要する経費に対し補助する。なお、「千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第86号。以下、児童福祉条例という。）」附則第3条、「千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第46号）」附則第10条及び「千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉市条例第21号）」附則第8項の規定により、私立保育園及び私立認定こども園においては、保健師、看護師又は准看護師を1人に限り職員定数上の保育士とみなすことができる。

また、児童福祉条例附則第11条及び第12条、「千葉市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年千葉市条例第46号）」附則第8条及び第9条、並びに「千葉市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年千葉市条例第21号）」附則第5項から第7項までの規定により、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許を有する者及び市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置する場合で、次表の条件を満たすときは、保育士とみなす（以下「みなし保育士」という。）ことができる。

対象者	年齢別配置基準(a)	保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合の1人加配(b)	利用定員が90人以下の場合（私立認定こども園の場合は、保育認定子どもの定員）の1人加配(c)	最大対象者数(a+b+c)
幼稚園教諭・小学校教諭・養護教諭資格者	2人	1人	1人	4人(90人超定員の場合は3人)
市長が幼稚園教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識・経験を有すると認める者	対象としない。			

## (2) 運営費等改善補助事業

施設型給付対象施設において、入所児童に対する安全・生活に配慮した良好な運営を図ることを目的に、施設運営等に要する経費に対し補助する。

- 2 この補助金の交付額は、別表1に定める基準額と算出した額（寄付金その他の収入額を控除した額）とを比較して少ない方の額とする。ただし、保育士等配置基準改善補助事業については、千円未満の端数が生じた場合には、種目ごとにこれを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別表2に定める申請書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は市長の承認を得ずに担保に供してはならないこと。
- (2) 規則及びこの要綱を遵守すること。

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、別表2に定める通知書によるものとする。

(分割払い)

第7条 市長は、規則第15条ただし書きの規定により、前条の規定による交付決定額の範囲内において、補助金の額の確定前に補助金を分割払いすることができる。なお、分割払いを決定したときには、前条に定める通知書により通知するものとする。

(請求)

第8条 前条の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第16条第2項に規定により準用する同条第1項の規定により、別表2に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更)

第9条 補助金の交付決定額の算出に係る基準数値の変更等により、補助金の交付決定額を変更する必要が生じたときは、別表2に定める申請書に必要な書類を添付して、市長に補助金の変更申請をしなければならない。

2 規則第4条及び第6条の規定は、前項の規定による補助金の変更申請があった場合について準用する。

3 前項において準用する規則第6条の規定による通知は、別表2に定める通知書によるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、別表2に定める報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、別表2に定める通知書によるものとする。

(補助金額の精算)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、別表2に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月1日から施行し、平成4年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年1月5日から施行し、平成5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年2月15日から施行し、平成6年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年2月2日から施行し、平成7年度の予算に係る補助金から適用する。要綱第3条第1項第5号の看護婦設置補助事業は、平成8年度末までの事業とする。

附 則

この要綱は、平成9年2月12日から施行し、平成8年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月16日から施行し、平成9年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年3月11日から施行し、平成10年度の予算に係る補助金から適用する。

また、この要綱中、別表の「補助基本額」の欄については、平成11年4月1日から適用する。なお、同要綱中「保育士」とあるのは、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年2月2日から施行し、平成11年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月14日から施行し、平成12年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月11日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月5日から施行し、平成14年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月19日から施行し、平成26年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条第13号及び第3条第1項第1号に規定する准看護師（乳児4人以上を入所させる保育所及び幼保連携型認定こども園において、1人に限り職員定数上の保育士とみなすことができる者をいう。別表1中「補助要件」の欄の「准看護師」も同様。）については、平成27年6月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号の改正規定は、平成28年9月16日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

事業名	種目	内 容	補助要件	補助基準額
保育士等配置基準改善補助事業	基本加算分 1	<p>保育士の労働条件の改善と保育内容の充実を図る目的で、職員定数を超過して保育士配置に要する経費を補助する。ただし、次の事業等の対象保育士及び保育教諭等を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任保育士専任加算</li> <li>・学級編制調整加配加算</li> <li>・チーム保育加配加算</li> <li>・一時預かり事業</li> <li>・要配慮保育事業</li> <li>・地域子育て支援拠点事業</li> </ul>	<p>職員定数を超過して、以下の保育士資格保有者等を配置すること。</p> <p>保健師、看護師又は准看護師については、「基本加算 2・3」と合わせて配置職員 1 人分とするが、千葉市要配慮保育実施要綱(平成 30 年 4 月 1 日施行) 第 7 条に規定する医療的ケアを必要とする対象児童の保育又は教育を実施する職員がいる場合は、その人数を加えるものとする。</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員保育士</li> <li>・保育教諭等(保育士資格を有する者に限る。)</li> <li>・準保育士</li> <li>・短時間保育士</li> <li>・保健師、看護師又は准看護師</li> <li>・みなし保育士</li> </ul> <p>以下の者については、上記の保育士資格保有者等がない場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員等</li> <li>・保育支援者</li> </ul>	<p>1 施設当たり</p> <p>給料月額×予算で定める月数×予算で定める率×補助対象月数/12 月</p> <p>※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 1 級 23 号給の給料月額</p>
	基本加算分 2		<p>「基本加算分 1」の要件を満たし、かつ、職員定数を超過して、以下の保育士資格保有者等を 2 人以上配置すること。</p> <p>ただし、保健師、看護師又は准看護師については、「基本加算 1・3」と合わ</p>	<p>1 施設当たり</p> <p>給料月額×予算で定める月数</p> <p>×補助対象月数/12 月</p> <p>※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の 2 級 31 号給</p>

			<p>せて配置職員 1 人分までとする。</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員保育士</li> <li>・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る）</li> <li>・準保育士</li> <li>・短時間保育士</li> <li>・保健師、看護師又は准看護師</li> <li>・みなし保育士</li> </ul>	の給料月額
	基本加算分 3		<p>「基本加算分 2」の要件を満たし、かつ、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を 3 人以上配置すること。</p> <p>ただし、保健師、看護師又は准看護師については、「基本加算 1・2」と合わせて配置職員 1 人分までとする。</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員保育士</li> <li>・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る）</li> <li>・準保育士</li> <li>・短時間保育士</li> <li>・保健師、看護師又は准看護師</li> <li>・みなし保育士</li> </ul>	
	一般加算分 1	保育士の労働条件の改善と保育内容の充実を図るための保育士等の配置に要する人件費を補助する。	<p>「基本加算分 1」の要件を満たし、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を配置すること。</p> <p>調理員等については、留意事項通知に定める調理員等の人数を超えて配置</p>	<p>1 施設当たり</p> <p>給料月額×予算で定める月数×予算で定める率×補助対象月数／12 月</p> <p>※前年度の 3 月 31 日現在に適用される千葉県職員の給与に関する条例の技</p>

			<p>すること。</p> <p>ただし、栄養管理加算（配置）の適用を受ける園において、栄養士を補助対象とする場合は、その加算額分を減じるものとする。</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規職員保育士</li> <li>・ 保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。）</li> <li>・ 準保育士</li> <li>・ 短時間保育士</li> <li>・ 保健師、看護師又は准看護師</li> <li>・ みなし保育士</li> <li>・ 調理員等</li> <li>・ 保育支援者</li> </ul>	<p>能労務職給料表の 1 級 25 号給の給料月額</p>
	<p>一般加算分 2</p>		<p>「一般加算分 1」の要件を満たし、職員定数を超えて、以下の保育士資格保有者等を配置すること。</p> <p>ただし、「基本加算分 3」の要件を満たしている場合及び「基本加算分 1」において調理員等・保育支援者を対象とする場合を除く。</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規職員保育士</li> <li>・ 保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。）</li> <li>・ 準保育士</li> <li>・ 短時間保育士</li> <li>・ 保健師、看護師又は准看護師</li> <li>・ みなし保育士</li> <li>・ 調理員等</li> </ul>	

			・保育支援者	
特定加算分1	入所した児童が心身に障害を有する場合等の当該児童の円滑な受入に対する保育士配置の人件費を補助する。	<p>「基本加算分1～3」の要件を満たし、千葉市要配慮保育実施要綱（平成30年4月1日施行）第2条に規定する対象児童の保育又は教育を実施する職員を配置すること。</p> <p>ただし、同条に規定する対象児童の保育又は教育を実施する園において、</p> <p>「基本加算分2」の要件を満たさない場合は、「基本加算分1」より先んじて補助することができるものとする。また、同要綱第7条に規定する医療的ケアを必要とする対象児童（以下、「医療的ケアが必要な児童」という。）を受け入れる園において当該児童の保育又は教育を実施する職員として保健師、看護師又は准看護師を配置した場合において「基本加算分1」より先んじて補助することができるものとする。</p> <p>&lt;対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員保育士</li> <li>・保育教諭等（保育士資格を有する者に限る。）</li> <li>・准保育士</li> <li>・短時間保育士</li> <li>・保健師、看護師又は准看護師</li> <li>・みなし保育士</li> </ul>	<p>加配職員1人当たり</p> <p>給料月額×予算で定める月数×補助対象月数／12月</p> <p>なお、千葉県私立幼稚園特別支援教育経費補助金を受けることができる場合にあっては、前記補助基準額から当該補助金を差し引くものとする。</p> <p>※前年度の3月31日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の1級23号給の給料月額。ただし、医療的ケアが必要な児童の受け入れをし、当該児童の保育又は教育を実施する職員として配置される保健師、看護師又は准看護師については、3級8号給の給料月額とする。</p>	

	特定加算分2	1・2歳児に対する保育士配置基準を、概ね児童5人に対し保育士1人の割合とするため、複数の保育士配置を要する施設に対し、入所児童数に応じて保育士配置に要する人件費を補助する。	1・2歳児が36人以上入所している場合において、「基本加算分1～3」の要件を満たし、かつ、職員定数を超えて保育士資格保有者等を4人以上配置すること。この場合の補助基準額は、配置職員1人分とする。 ただし、このうち1・2歳児が66人以上で保育士資格保有者等が5人以上の場合は、配置職員2人分とする。 <対象> ・正規職員保育士 ・保育教諭等(保育士資格を有する者に限る) ・準保育士 ・短時間保育士 ・みなし保育士	配置職員1人当り 給料月額×予算で定める月数 ×補助対象月数/12月  ※前年度の3月31日現在に適用される千葉市職員の給与に関する条例の行政職給料表の1級23号給の給料月額 ※短時間勤務職員を複数配置する場合の補助額は予算で定める額を限度とする。
施設運営費等改善補助事業	日本スポーツ振興センター共済掛金補助	独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に定める共済掛金に対する補助	独立行政法人日本スポーツ振興センター法に定める共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センターが定めた児童1人当りの共済掛金のうち、次の保護者負担額を除いた額とする。 ・私立保育園 日本スポーツ振興センター共済掛金徴収条例(昭和35年千葉市条例第16号)第1条に規定する額(市条例に規定する額以上を保護者から徴収している場合は徴収額) ・私立認定こども園及び私立給付型幼稚園 私立保育園の規定を準用する。
	児童傷害保険料補助	入所児童のために加入した賠償責任保険料に対する補	保険加入に伴う経費	予算で定める単価 ×児童数

	助	<対象> 私立保育園	
内科・歯科健康診断費補助	児童の健康のための委託医（内科医及び歯科医）による健康診断等に対する補助	児童の健康診断及び健康指導に要する経費	(1) 集団の健康診断 予算で定める基準額から公定価格に含まれる嘱託医手当に相当する額を差し引いた額(健康指導を含む。差し引いた額がマイナスの場合は0円とする。)  (2) 個別の健康診断 予算で定める単価 × 検診児童数
寝具乾燥費補助	入所児童（保育認定を受けた子どもに限る。）が使用する布団・毛布の乾燥に要する経費の補助	寝具乾燥に伴う経費	予算で定める単価 × 児童数 × 枚数 × 回数
緊急通報装置運用費補助	児童の安全管理等に要する委託経費に対する補助	児童の安全管理等に要する委託経費	月額 6,000円
使用済み紙おむつ処理経費等補助	使用済み紙おむつの処理及び布おむつのリース等に要する経費に対する補助	使用済み紙おむつの処理に関し、保護者の費用負担を軽減すること。おむつの処理以外の経費と合わせて保護者負担が発生する場合には、少なくとも保護者負担額から予算で定める単価を減じること。	予算で定める単価（月額） × 10月1日現在の入所児童数（3歳未満児に限る） × 実施月数

別表 2

関係条項	保育士等配置基準改善補助事業		施設運営費等改善補助事業	
	様式番号	様式名	様式番号	様式名
第4条	第1号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金交付申請書	第1号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金交付申請書
第6条	第2号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金交付決定通知書	第2号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金交付決定通知書
第8条	第3号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金分割払い請求書	第3号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金分割払い請求書
第9条 第1項	第4号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金変更交付申請書	第4号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金変更交付申請書
第9条 第3項	第5号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金変更交付決定通知書	第5号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金変更交付決定通知書
第10条	第6号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善補助事業実績報告書	第6号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善補助事業実績報告書
第11条	第7号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金額確定通知書	第7号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金額確定通知書
第12条	第8号	千葉県施設型給付対象施設保育士等配置基準改善事業補助金差額請求書	第8号の2	千葉県施設型給付対象施設運営費等改善事業補助金差額請求書